

特別工業地区の建築制限の概要

武蔵野市特別工業地区建築条例（平成 28 年 3 月 22 日改正）により、特別工業地区の建築制限は、下記のとおりとなります。

特別工業地区内においては、下記の用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途の変更※をしてはならない。

※建築物の用途の変更……動力の新設又は増設により、原動機の出力の制限を超える場合又は作業場の床面積の増加により、床面積の制限を超える場合を含む

- 1 原動機を使用する工場で作業場（原動機を使用しない室で、文選又は校正の作業に使用するものを除く。）の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの。
ただし、次のいずれにも該当するものを除く。
 - (1) 印刷、製本その他これらに類する事業を営むもの
 - (2) 作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えないもの
 - (3) 作業場の用途に供する建築物を耐火建築物又は準耐火建築物としたもの
- 2 次に掲げる事業を営む工場
 - (1) 骨炭その他の動物質炭の製造
 - (2) かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
 - (3) ガラスの製造又は砂吹
 - (4) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
 - (5) 練炭の製造
 - (6) 木材の引割り又はかんな削りで出力の合計が3.75キロワットを超える原動機を使用するもの
 - (7) 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
 - (8) レディミクストコンクリートの製造
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項又は第 11 項に規定する営業に該当するもの